

おおさかふくしま・中之島ゲート海の駅 安治川右岸（船津橋下流） 事業報告書

令和8年1月29日

占有者：大阪市福島区役所

事業者：おおさかふくしま・中之島ゲート海の駅事業共同体

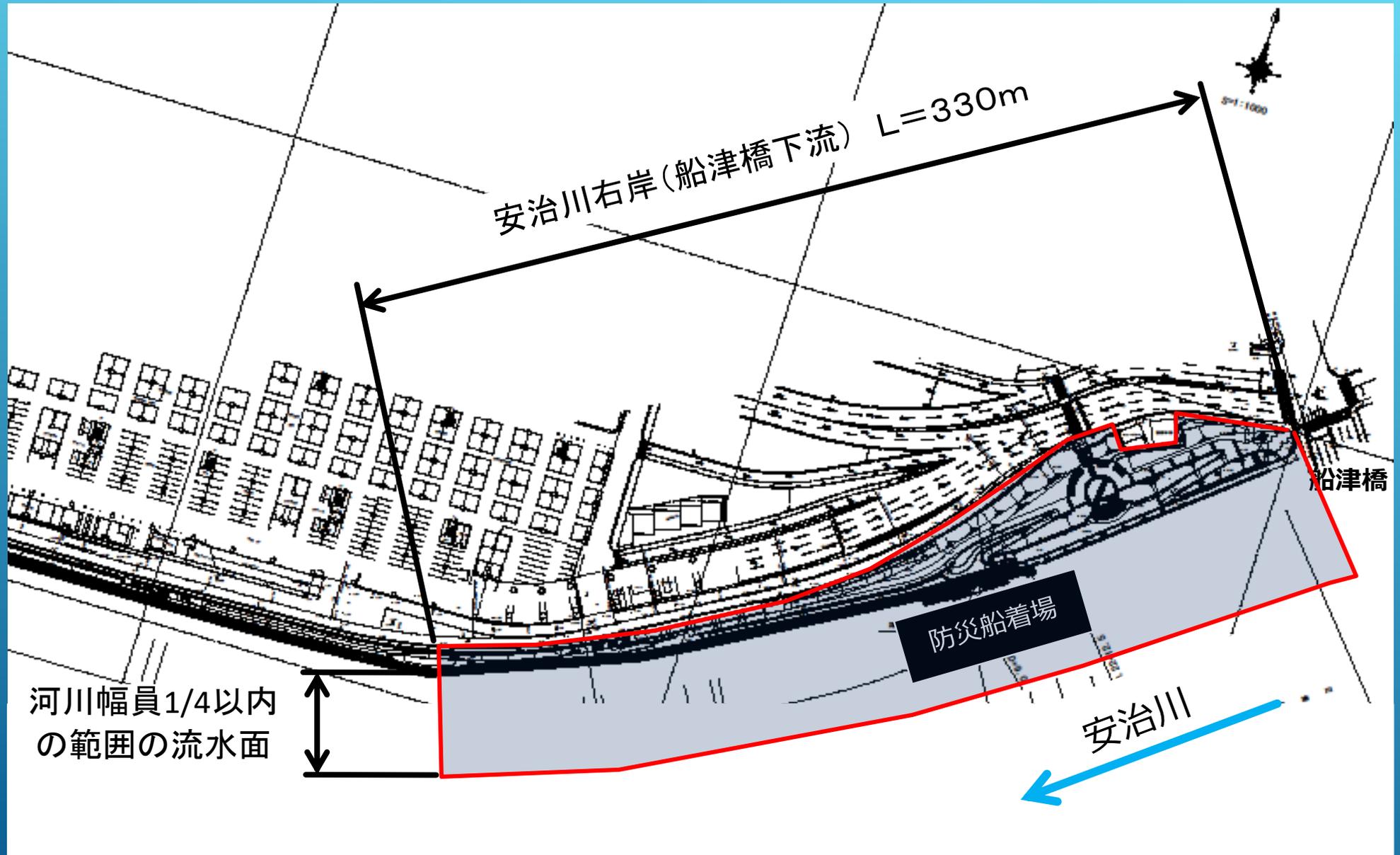
目次

1. 取組みの背景とこれまでの経過	3
2. 事業概要	4～9
(1) 事業区域	
(2) 事業スキーム	
(3) 運営体制	
(4) 事業内容	
3. 現在の状況	10
4. 現在（R5～R7）の取組状況	11
5. 事業終了	12

1. 取組みの背景とこれまでの経過

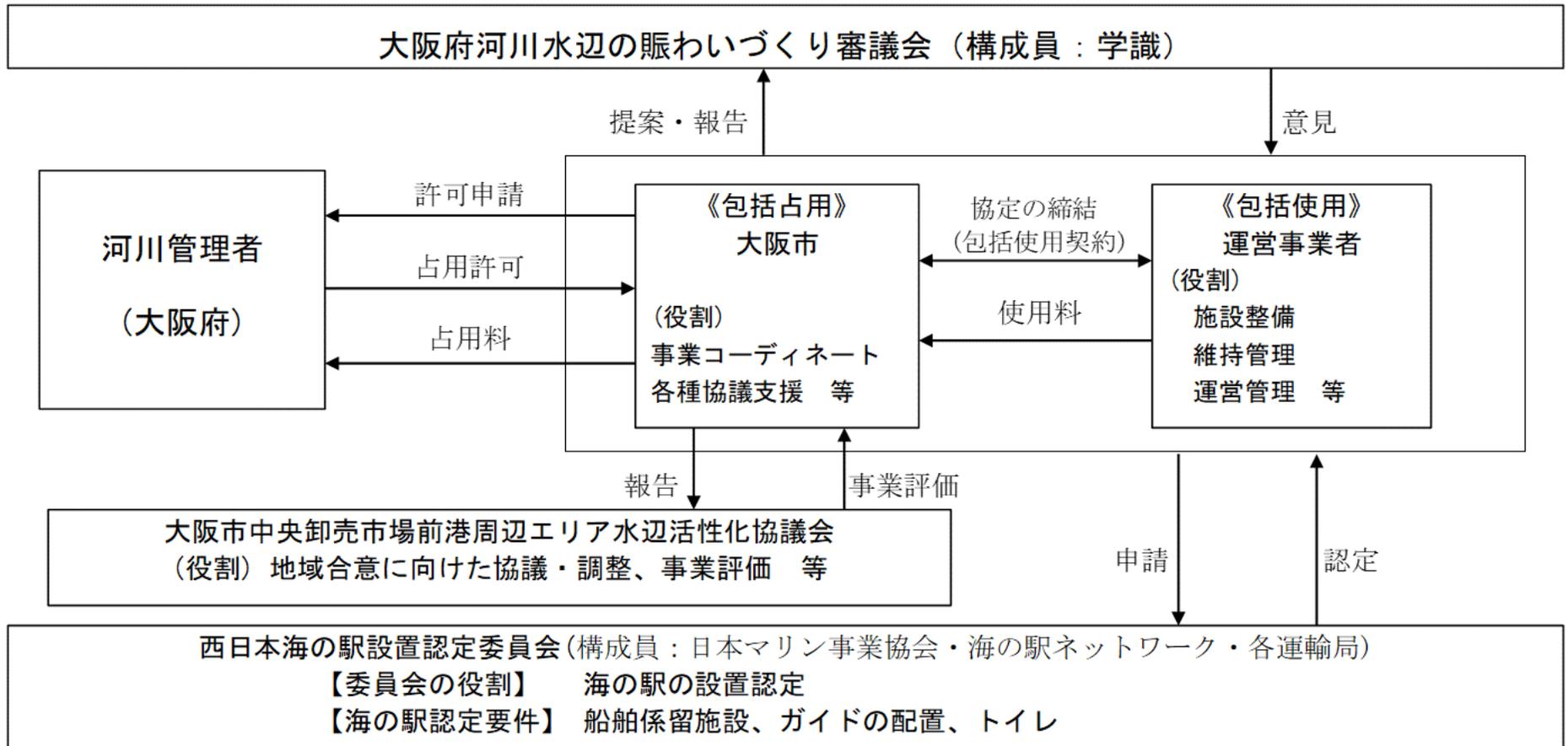
年	月		
H25	3	府	大阪府が「中之島ゲートエリア魅力創造基本計画(案)」を作成
			福島区役所が 水辺の賑わいづくり に取り組むこととなった
H27	6	区役所	「海の駅」運営事業者の「 公募 」開始（事業期間：「海の駅」開始日を始期として最長10年間）
	8		事業運営予定者（3社による事業共同体）を決定
	12		「大阪市中心卸売市場前港周辺エリア水辺活性化協議会」を開催し、 地域合意 を得る
H28	1	府	大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会 での審議 →「河川準則特区」の指定
H29	3		「海の駅」として認定
	6		水上レストラン開始
H30	5		運営体制の大幅変更（ 法人代表者が破産 、構成員の複数追加など）
R2	6	事業者	水上レストラン終了 （営業期間：3年1カ月）
	8		B B Q施設開始
R3	4		運営体制の大幅変更（ 公募時点での参加事業者がすべて脱退 など）
R5	1		B B Q施設終了 （営業期間：2年5カ月） →事業休止状態へ
R6	4	区役所	事業再開の働きかけ
R6	12	事業者	数年間滞納していた河川占用料が納付される
R7	4		令和7年度の河川占用料が 未納 となり、現在に至る
R8	1	府	大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会
R9	3		事業期間（10年間）満了





2. 事業概要 (2) 事業スキーム

- 「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」の意見に基づき、河川管理者により「都市・地域再生等利用区域（準則特区）」の指定を受ける。
- 本市（公的機関等）が河川占用許可を受け、最低限のインフラ整備（トイレ設置（日常的な清掃等の維持管理は運営事業者により実施））を行うとともに、本市と運営事業者との間で本協定（一定期間の使用契約）を締結、運営事業者が「海の駅」を整備、運営し、運営管理に関する一切の責任を負う。



おおさかふくしま・中之島ゲート 海の駅事業共同体

事業パートナー企業体

【令和3年4月～令和5年4月】

- 大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体株式会社
- 株式会社ユニバーサルクルーズ
- 株式会社リバーエクスプレス
- 株式会社ST&D
- 株式会社水都開発

- 特定非営利活動法人大阪水上安全協会
(各事業ごとに協会員事業者と連携を行う)

【令和5年5月～令和6年3月】

- 大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体株式会社
- 株式会社ユニバーサルクルーズ
- 株式会社リバーエクスプレス
- 株式会社ST&D

- 特定非営利活動法人大阪水上安全協会
(各事業ごとに協会員事業者と連携を行う)

【令和6年4月～現在】

- 大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体株式会社
- 株式会社ユニバーサルクルーズ
- 株式会社リバーエクスプレス
- 株式会社ST&D

- 特定非営利活動法人大阪水上安全協会
(各事業ごとに協会員事業者と連携を行う)

- 一般社団法人大阪水都安全情報センター
(海の駅の安全管理及び係留船舶の安全対策について業務委託)

施設概要

台船3台を本事業の基本基地として事業を展開

- ・1号台船
浮棧橋利用者施設（計画中）
→事業展開なし（存置中）
- ・2号台船
バーベキュー施設、観光クルージング（実施中）
水上バイク停留所、マリンウエアショップなど（計画中）
→（撤去済）
- ・3号台船
イベントスペース、観光クルージング（実施中）
総合案内所・管理棟など（計画中）
→事業展開なし（存置中）

浮棧橋の運用

- ・マリーナ事業用の浮棧橋を、1号台船上流に30メートル、3号台船下流に100メートルの計2本設置（整備中）
- ・安全確保のため、監視カメラ、潮位センサー等設置（計画中）
→浮棧橋損傷中



サービス概要

マリーナ事業

→浮棧橋損傷中

- ・観光舟運船舶の係留（一部実施中）
- ・小型船舶等の係留（一部実施中）
- ・船舶の整備・補修、給水、給電、船具販売（計画中）

舟運事業

→万博以降の定期航路なし

- ・定期航路（計画中）
（福島港～大阪中央卸売市場前港～ユニバーサルシティポート）
＜River Express / スクイッド号＞
- ・不定期航路（計画中）
（大阪中央卸売市場前港～ユニバーサルシティポート～淡路島）
＜Universal Cruise / Boa Sorte号＞
※「淡路 翼港」や「ホテルニューアワジ サントピアマリーナ」と連携
- ・今後、市内各ホテルとの共同開発による舟運サービスや、観光クルージングやブライダルクルージング等を予定

にぎわい創出事業

→事業展開なし

- ・1号台船：カフェ、浮棧橋利用者休憩所（計画中）
- ・2号台船：バーベキュー施設（実施中）
- ・3号台船：イベントスペース（実施中）
- ・既存イベント（ざこばの朝市等）との継続的实施協力
- ・舟運事業との相乗効果の期待
- ・マリンレジャーの最新情報展示、クルーズ体験等



4. 現在（R5～R7）の取組状況

確認項目	現在（R5～R7）の取組状況
①地域活性化に資する川を生かしたまちづくりのための利用となっているか	<ul style="list-style-type: none">• 当初計画では台船を利用した飲食施設やマリナーとして運営することとなっていたが、現在は運営事業者や関係者の船舶係留のみ• 万博開催時には、中央卸売市場前港から夢洲の万博会場に向けた舟運事業を実施していたが、万博閉幕に伴い定期運航も終了• 「ざこばの朝市」など、地元既存のイベント等との連携なし• 地元の野田地域は防災上の観点(台船等が流され橋梁等を損傷させることへの懸念)から台船の早期撤去を望んでいる• 野田南緑道及び中央卸売市場事業用地に無断で事業用車両等を侵入させる事案や無断工事が複数回発生したため、当区から改善を求めたが改善されず
②水辺の賑わいにつながる提案内容となっているか、集客性はあるか	<ul style="list-style-type: none">• 近年、万博向け舟運事業以外の集客性は確認できなかった• 専用の駐車場がなく、鉄道駅からも徒歩10分以上• 陸側は都市公園として供用されているため法令上の利用制限あり• 背後地は中央卸売市場の事業用地であるなど、集客施設や駐車場の新たな整備は困難
③水辺の賑わいのための拠点施設として、連携・ネットワーク等の交流や情報発信は行えているか	<ul style="list-style-type: none">• 海の駅についてはホームページなし• 施設のe-mailアドレスは休止中
④提案内容の実現性はあるか	<ul style="list-style-type: none">• 令和6年度に提出のあった事業計画（海の駅を水素船の定係場とし、旅客乗下船や関係者への船内公開などによる賑わいへの貢献や新技術の啓蒙を行う）は実現に至らず• 万博期間以降の事業提案がない• 河川占用料の支払い遅延が複数年にわたり常態化• 令和7年7月時点で、事業の構成員4社のうち代表者（大阪福島中之島ゲート海の駅事業連合体株式会社）を含む3社の法人登記簿上の本店所在地での事業実態が確認できない

- 福島区役所では、大阪市中心卸売市場前港の周辺において、水辺のにぎわいづくりと水都復活につなげることをめざし、平成27年度に民間事業者を公募し、平成29年4月から「海の駅」事業を進めてきました。
- 事業期間満了となる令和9年3月を迎えるにあたり、事業の振り返りを行った結果、本件地での海の駅事業は、背後地が利用制限のある都市公園や事業用地であり、河川特区のメリットが限定的にならざるを得なかったなどの要因から事業性を見いだすことができず、民間事業者によるにぎわいづくりに限界があることを確認する結果となりました。
- これらの現状を踏まえ、大阪市として河川準則特区としての占用期間満了となる令和8年3月末をもって「海の駅」事業を終了する（特区期間の延長は求めない）こととしましたので、ご報告いたします。

【スケジュール】 (予定)

- | | |
|------------|--------------|
| ・ 令和8年 1月 | にぎわい審議会（府主催） |
| ・ 令和8年 3月 | 事業終了（占用期間満了） |
| ・ 令和8年 4月～ | 現事業者による原状回復 |